

学長表彰に関する取扱いについて

平成 27 年 1 月 14 日
学 長 裁 定
令和 4 年 2 月 21 日 改正

群馬大学学生表彰規則第 2 条第 1 号に該当する者のうち、学部卒業生及び大学院修了生等を推薦する場合は、下記のとおりとする。

記

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 表彰対象者 | 20名 |
| (1) 学部卒業生 | 6名 |
| (内 訳) | |
| 共同教育学部 | 1名 |
| 情報学部 | 1名 |
| 医学部 | 2名 |
| 工学部 | 2名 |
| (2) 大学院修了生 | 13名 |
| (内 訳) | |
| 教育学研究科専門職学位課程 | 1名 |
| 社会情報学研究科修士課程 | 1名 |
| 医学系研究科修士課程 | 1名 |
| 医学系研究科博士課程 | 1名 |
| 保健学研究科博士前期課程 | 1名 |
| 保健学研究科博士後期課程 | 1名 |
| 理工学府博士前期課程 | 6名 |
| 理工学府博士後期課程 | 1名 |
| (3) 特別支援教育特別専攻科修了生 | 1名 |

2. 表彰状等の授与

- (1) 学位記授与式において、学位記伝達後、学長から授与する。
- (2) 表彰順は組織順とする。

3. 経 費

法人運営費による。

備 考

- 工学部に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「理工学部」とあるのは「理工学部及び工学部」とし、工学研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「理工学府」とあるのは「理工学府及び工学研究科」とする。
- 学長表彰に関する取り扱いについて(平成 25 年 2 月 27 日学長裁定)は、廃止する。
- 教育学部に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「共同教育学部」とあるのは「共同教育学部及び教育学部」とする。
- 社会情報学部に在学する者が在学しなくなる日までの間は、「情報学部」とあるのは「情報学部及び社会情報学部」とする。